

脱毛エステの「お試し体験」に行っ て、高額なコースの契約をしてし まった!

お試し体験や、カウンセリングだけのつもりが…

- ・ 契約するまで長時間の勧誘をされた
- ・ 学生なのに高額なクレジット契約をしてしま
って支払いが不安だ
- ・ エステの契約とともに、高額な化粧品の契約を
してしまった

などのトラブルが発生しています。

その場で契約せずに、契約内容、費用など
じっくり検討するようにしましょう!



お互いに 一声かけて見守りを!



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 検索